

(I管) 9 大阪国際空港タクシー乗降施設管理規程

(平成29年11月20日 規程第67号)

最終改正 令和7年3月19日 規程第14号

(目的)

第1条 この規程は、関西エアポート株式会社（以下「会社」といいます。）が乗客の快適かつ円滑なタクシー利用を目的として運営・管理する大阪国際空港（以下「空港」といいます。）第1タクシープール、第2タクシープール及びタクシー乗場（以下、総称して「タクシー乗車施設」といいます。）並びにタクシー降場（以下、タクシー乗車施設と総称して「タクシー乗降施設」といいます。）に関し必要な事項を定めることを目的とします。

(利用者)

第2条 タクシー乗降施設は、道路運送法第3条第1号（ハ）に定める一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー営業」といいます。）を行う者が利用できるものとします。

2 タクシー乗降施設を利用してタクシー営業を行う者（以下「利用者」といいます。）は、この規程を承認のうえタクシー乗降施設を利用するものとします。

3 利用者は、タクシー乗車施設の利用方法の詳細に関しては、会社が定めるこの規程に加えて、会社、タクシー関係行政機関、タクシー関係団体及びタクシー事業者の代表者等が参画した場において合意したルールに従うものとします。

(タクシー乗降施設の名称等)

第3条 タクシー乗降施設の名称、所在地等は、別表第1に掲げるとおりとします。

(営業時間)

第4条 タクシー乗降施設の営業時間は、24時間とします。

2 前項の規定にかかわらず、会社は営業時間を変更することがあります。

(営業の休止等)

第5条 会社は、次の各号に掲げる場合は、タクシー乗降施設の全部又は一部について運用の変更、営業の休止、車路の通行止、駐停車位置の変更、車両の退避要請等を行うことがあります。

(1) 災害又は事故によりタクシー乗降施設若しくは器物が損壊し、又は損壊するおそれがあるとき。

(2) 保安上営業の継続が適当でないとき。

(3) 会社又は会社が認めた者が工事、清掃等を行う必要があるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、タクシー乗降施設の管理上特に必要があるとき。

(タクシー乗車施設の利用登録)

第6条 利用者のうち、タクシー乗車施設を利用する者（以下「登録者」といいます。）は、大阪国際空港タクシー乗車施設利用登録申込書（第1号様式）により、会社へ番号登録方式（利用登録時に申請された車両番号を有する車両のみが利用できる方式）又は番号非登録方式の利用登録を行うものとします。

2 利用登録の際には、登録者による申込みであることを確認するため、申込書とともに申込書を持参される方の身分を証明できる書類（法人の場合は社員証、個人の場合は運転免許証等）、その他会社が別に定める書類を持参するものとします。

3 利用登録期間は、1ヶ月を単位とします。利用登録の申込期間は、原則として利用開始を希望する月の前月の1日から末日までとし、会社又は登録者から解除の申し出がない限り自動延長されるものとします。

4 前項の規定にかかわらず、利用開始を希望する当月中でも利用登録の申込ができるものとします。ただし、利用登録期間は、該当月の1日から起算するものとし、自動延長については前項の規定と同様とします。

5 登録者は、登録料等の支払いのため、原則として、会社が指定する様式（預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書）により、会社へ口座を通知するものとします。

6 会社は、タクシー乗車施設の利用状況等を考慮し、必要があると認めた場合は、新規のタクシー乗

車施設の利用登録を停止又は制限できるものとします。

（登録料等）

第7条 利用登録の登録料は別表第2のとおりとし、利用登録期間の各月の1日から起算します。ただし、1ヶ月に満たない期間がある場合には、切り上げて1ヶ月と算定します。

2 登録者は、前項に規定する登録料を、会社の請求に応じ利用登録の開始日までに支払うものとします。また、前項に規定する登録料の支払い方法は、会社が特に認めた場合を除き、口座振替によるものとします。口座振替による支払いについては、振替日を利用登録期間の前月の20日（土日祝の場合は翌営業日）とします。ただし、別表第2に規定する番号登録方式（後請求タグ）については、別表第2に規定する方法により支払うものとします。

3 会社は、次の各号に該当する場合は、登録料を割引き、又は無償とすることができます。

- (1) タクシー乗車施設のゲート又は通信機器等の設備の不具合など、会社の責による場合で、ゲートを開放する必要がある場合
- (2) 災害、事故、停電など、会社の責によらない場合で、ゲートを開放する必要がある場合
- (3) 公共交通機関の運休又は遅延並びに航空機の欠航又は遅延など、会社の責によらない場合で、タクシー乗車施設における乗客の乗車待ちが著しいと会社が判断した場合
- (4) その他、会社が必要と認める場合

（タクシー乗車施設の利用方法等）

第8条 会社は、利用登録の申し込みを受け付けた場合、無線通信を利用してタクシー乗車施設のゲートを開扉できるRFIDタグ（以下「RFIDタグ」といいます。）及び、タクシー乗車施設内のトイレを使用するためのICカード（以下「ICカード」といいます。）を登録者に貸与するものとします。

2 登録者は、RFIDタグを車載のうえ、案内表示に従い、第2タクシープールから第1タクシープールを経由し、タクシー乗場に進入のうえ、乗客を乗車させるものとします。

3 登録者は、RFIDタグ又はICカードを紛失又は破損した場合は速やかに会社に届け出るものとし、別表第2に定める再発行手数料を負担のうえ、再発行を受けることができます。

（登録者以外のタクシー乗車施設の利用）

第9条 配車を予約した乗客の迎車のために登録者以外（以下「登録外者」といいます。）がタクシー乗車施設を利用する場合は、第1タクシープール入口に設置した予約車用料金ゲートで別表第2に定める利用料金を現金により支払うものとします。この場合において、会社は登録外者に領収書を交付するものとします。

2 登録外者は、案内表示に従い、第1タクシープール内の予約車所定の待機場所に駐車の上、待機場所で、又はタクシー乗場の指定の位置に進入し、予約した乗客を乗車させるものとします。

3 前項に規定するタクシー乗場の指定の位置においては、待機することなく、予約した乗客が乗車次第、速やかに出車するものとします。

4 会社は、次の各号に該当する場合は、第1項で規定する利用料金を割引き、又は無償とすることができます。

- (1) タクシー乗車施設のゲート又は通信機器等の設備の不具合など、会社の責による場合で、ゲートを開放する必要がある場合
- (2) 災害、事故、停電など、会社の責によらない場合で、ゲートを開放する必要がある場合
- (3) その他、会社が必要と認める場合

（利用登録の変更）

第10条 登録者は、利用登録の変更をしようとする場合、大阪国際空港タクシー乗車施設利用登録変更（解除）申込書（第2号様式）により、会社に申請して下さい。なお、同一の利用登録期間内における変更申込は1回までとします。

2 利用登録の変更の場合、従前の利用登録による利用登録の期間の残存期間を引き継ぐこととします。

（利用登録の解除）

第11条 登録者は、利用登録の解除をしようとする場合、大阪国際空港タクシー乗車施設利用登録変更（解除）申込書（第2号様式）により、希望する解除日より前に会社に申請するものとします。

2 利用登録された月と同月内に利用登録の解除をしようとする場合の返金はありません。

3 登録料の返金方法は、原則として、第6条第5項の規定により、会社が解除を受け付けた月の翌月

末日までに登録者が会社へ通知した口座への振り込みによるものとします。

4 登録者は、解除日当日までに会社が貸与したRFIDタグ及びICカードを返還するものとします。

（タクシー降場の利用）

第12条 タクシー降場は、利用者が乗客を降車させる目的に限り、利用登録の有無に関わらず利用できるものとします。

2 利用者は、乗客の降車が完了次第、速やかに出車するものとします。

（遵守事項）

第13条 登録者は、別表第3に定める大阪国際空港タクシー乗車施設登録者遵守事項を遵守するものとします。

2 利用者は、タクシー乗降施設において次の各号に掲げる事項を遵守するものとします。

- (1) 速度は、毎時10キロメートルを超えないこと。
- (2) 追越しをしないこと。
- (3) 警笛をみだりに使用せず静かに運転すること。
- (4) 駐車位置を離れる車両の通行を優先させること。
- (5) 標識、標示又はその他会社の指示に従うこと。
- (6) タクシー乗降施設において、待機中の車両については、アイドリングストップに努めること。
- (7) その他道路交通関係法令に定める道路交通に準じて通行すること。

（禁止行為）

第14条 利用者のタクシー乗降施設の利用に関して、次の各号に掲げる行為を禁止します。

- (1) タクシー乗降施設において出入庫時以外に原動機をみだりに作動させたり、著しい騒音若しくは臭気を発し、又は多量の排気ガス等を出すこと。
 - (2) タクシー乗降施設以外の場所又は車路をみだりに使用すること。
 - (3) タクシー乗場並びに降場において待機中のタクシーからみだりに離れること。
 - (4) 利用者及び乗客以外の者がタクシー乗降施設に立ち入ること。
 - (5) 火気を使用すること。
 - (6) 所定の容器以外に物を捨てること。
 - (7) 物品の販売、陳列等又は文書の配布、掲示等を行うこと。
 - (8) 募金、署名運動、宣伝、演説又は飲酒を行うこと。
 - (9) 車両に燃料を補給し、又は車両から燃料を抜き出すこと。
 - (10) 本来の目的以外で、タクシー乗降施設に車両を駐停車すること。
 - (11) 運転者が酒気を帯び、又は無謀な運転をすること。
 - (12) 隔離を要すると認められる伝染病患者が乗車すること。
 - (13) 爆発物その他の危険物を持ちこむこと。
 - (14) 非衛生的な物を積載し、取り付け、又は液汁を出し、若しくは物をこぼすおそれがあること。
 - (15) タクシー施設、器物又は車両を滅失し、き損し、又は汚損するおそれのある行為をすること。
 - (16) 定められた料金を支払わないこと。
 - (17) RFIDタグ及びICカードの不正利用をすること。
 - (18) 前各号に掲げるもののほか、タクシー乗降施設の管理上特に支障があること及び会社の業務又は他の利用者の利用の妨げとなる行為をすること。
- 2 利用者は、タクシー乗降施設を利用するに際し、以下を誓約するものとします。
- (1) 私は、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力等」といいます。）に該当しません。
 - (2) 私は、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に危害を加える目的をもって、反社会的勢力等を利用していません。
 - (3) 私は、いかなる名義をもってするかを問わず、反社会的勢力等に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えていません。
 - (4) 私は、反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有していません。
 - (5) 私は、自ら又は第三者を利用して暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動又は暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計又は威力を用いて会社の信用を毀損し、又は会社の業務を妨害する行為やこれらに準じる行為をしません。

(罰則等)

第15条 会社は、この規程に違反したに利用者に対し、タクシー乗降施設からの退去、利用登録の解除等の措置を講ずることがあります。

- 2 会社は、前項の規定により利用登録の解除となった登録者に対しては、支払われた登録料は返金しません。
- 3 第1項の規定により、利用登録の解除となった登録者は、会社が認める場合を除き、再び利用登録することはできません。
- 4 会社は、利用者が不正な方法により第7条第1項で規定する登録料又は第9条第1項で規定する利用料金（以下「利用料金等」といいます。）の全部又は一部の支払いを免れたときは、利用料金等及び免れた金額の2倍に相当する割増利用料金等を徴収します。また、刑法（明治40年法律第45号）その他の法令に違反していると認められる場合は、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第230条の規定により告訴する場合があります。
- 5 会社は、第14条第1項第17号に規定するRFIDタグ又はICカードの不正利用が認められた場合、該当RFIDタグ又はICカードを無効化したうえで、没収します。

(事故の届出、応急措置)

第16条 利用者は、次の各号に掲げる場合は、直ちに、会社に届け出るものとします。

- (1) タクシー乗降施設において交通事故を起こしたとき。
 - (2) タクシー乗降施設、器物又は車両を滅失し、き損し、又は汚損したとき。
 - (3) 車両に異常を発見したとき。
 - (4) タクシー乗降施設において交通事故、火災又は犯罪行為を発見したとき。
- 2 会社は、前項の届出があったとき又は前項各号に掲げる事実を発見したときは、速やかに必要な措置をとるものとします。
- 3 利用者は、前項の規定により会社のとる措置に協力するものとします。

(引取りの請求)

第17条 利用者がタクシー乗降施設における待機、乗車及び降車以外の目的で車両を駐車している場合、又は利用者以外が車両を駐車している場合（以下、「利用者」と「利用者以外」を総称して「これらの者」という。）、会社はこれらの者に対して通知又はタクシー乗降施設における掲示の方法により、会社が指定する日までに当該車両を引取することを請求することができるものとします。

- 2 前項の場合において、これらの者が車両の引取りを拒み、若しくは引取ることができないとき又は会社の過失なくしてこれらの者を確知することができないときは、会社は、車両の所有者等（自動車検査証等に記載された所有者及び使用者をいいます。以下同じ。）に対して通知又はタクシー乗降施設における掲示の方法により会社が指定する日までに車両を引取することを請求し、これを引き渡すことができるものとします。この場合において、これらの者は当該車両の引渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、会社に対して車両の引渡しその他の異議又は請求の申し立てをしないものとします。
- 3 前2項の請求を書面により行う場合は、会社が指定する日までに引取りがなされないときは引取りを拒絶したものとみなす旨を付記することができるものとします。
- 4 会社は、第1項の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、会社の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わないものとします。

(車両の調査)

第18条 会社は、前条第1項の場合において、これらの者又は所有者等を確知するために必要な限度において、車両（車内を含む。）を調査することができるものとします。

(車両の移動)

第19条 会社は、前々条第1項の場合において、管理上支障があるときは、その旨をこれらの者若しくは所有者等に通知し又はタクシー乗降施設において掲示して、車両を他の場所に移動することができるものとします。

(車両の処分)

第20条 会社は、これらの者及び所有者等が車両を引取することを拒み、若しくは引取ることができず、又は会社の過失なくしてこれらの者及び所有者等を確知することができない場合であって、これらの

者に対して通知又はタクシー乗降施設における掲示の方法により期限を定めて車両の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期間内に引取りがなされないときは、催告をした日から90日を経過した後、これらの者に通知し、又はタクシー乗降施設において掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち合わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができるものとします。この場合において、車両の時価が売却に要する費用（催告後の車両の保管に要する費用を含む。）に満たないことが明らかである場合は、これらの者に通知し、又はタクシー乗降施設において掲示して予告した上で、引取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち合わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができるものとします。

2 会社は、前項の規定により処分した場合は、遅滞なくその旨をこれらの者に対し通知し又はタクシー乗降施設において掲示することとします。

3 会社は、第1項の規定により車両を処分した場合は、車両の保管、移動及び処分のために要した費用から処分によって生じる収入があればこれを控除し、不足があるとき利用者に対してその支払いを請求し、残額があるときはこれをこれらの者に返金するものとします。

（会社の損害賠償責任）

第21条 会社は、タクシー乗降施設内における車両の滅失又は損傷につき、故意又は過失がある場合に限り、損害賠償の責を負うものとします。

（車両の積載物又は取付物に関する免責）

第22条 会社は、タクシー乗降施設内に駐車する車両内に残置された貴重品その他積載物又は取付物に関する盗難、紛失その他損害については、賠償の責を負わないものとします。

（免責事由）

第23条 会社は、次の事由によって生じた車両又はこれらの者の損害については、第21条に定める場合を除き、賠償の責を負いません。

- (1) 自然災害その他不可抗力による事故
- (2) 当該車両の積載物又は取付物が原因で生じた事故
- (3) 会社の責に帰することのできない事由によって生じた衝突、接触その他タクシー乗降施設内における事故
- (4) 第三者による行為（窃盗、破損行為を含みます。）
- (5) 第5条の規定による営業休止等の措置
- (6) 第16条第2項の規定による措置

（出車による責任の消滅）

第24条 会社の損害賠償の責任は、これらの者が損害賠償の請求を留保せず車両をタクシー乗降施設から出車したときは、消滅するものとします。

（これらの者の損害賠償責任）

第25条 これらの者は、この規程に違反した場合又は故意若しくは過失によりタクシー乗降施設若しくは会社の器物を滅失、き損若しくは汚損した場合は、それにより会社が被った被害（その結果タクシー乗降施設の全部又は一部を休業しなければならない場合は、それにより喪失した営業利益を含みます。）を賠償しなければなりません。

2 これらの者は、タクシー乗降施設内での接触その他の事故により、他の駐車中の車両に損害を与えたときは、各当事者間で責任をもって解決しなければなりません。

（実施に関し必要な事項）

第26条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定めます。

2 利用者は、この規程に定めるところによるほか会社が掲出する看板等に記載する注意事項を遵守して下さい。

（裁判管轄）

第27条 この規程に関する争いは、大阪地方裁判所又は会社の所在地を管轄する簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

附則

この規程は、平成30年4月18日から施行します。

附則

この規程は、令和元年9月1日から施行します。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行します。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行します。

附則

この規程は、令和5年6月1日から施行します。

附則

この規程は、令和5年10月1日から施行します。

附則

この規程は、令和7年4月1日から施行します。

ただし、別表第3に規定する〈ルール＆マナー〉第8号について、令和7年3月31日までに利用登録された登録者に関しては、令和7年10月1日から適用します。

別表第1（第3条関連）

施設の名称	大阪国際空港第1タクシープール 大阪国際空港第2タクシープール 大阪国際空港タクシー乗場 大阪国際空港タクシー降場
施設管理者の名称	関西エアポート株式会社
施設管理者の所在地	大阪府泉佐野市泉州空港北一番地
代表者の氏名	代表取締役社長 山谷 佳之

別表第2

登録料（第7条関連）

種別	料金
番号 登録方式（通常タグ）	RFID 1 個あたり月額3,000円に消費税を加算した額
番号 登録方式（後請求タグ）	RFID 1 個あたり保証料6,000円に消費税を加算した額に加えて、タクシー乗車施設の1ヶ月の利用実績に応じて以下の計算式による金額（以下「月額実績料金」という。）を会社の請求に応じて支払うものとする。 1 回あたり300円（税込み）×タクシー乗車施設の1ヶ月の利用実績 ただし、月額実績料金の請求額の上限は、3,000円に消費税を加算した額とする。
番号 非登録方式	RFID 1 個あたり月額3,000円に消費税を加算した額 ただし、RFID 1 個あたり、1 日4 回まで利用可能

RFID再発行手数料（第8条関連）

1 回あたり3,000円に消費税を加算した額

ICカード再発行手数料（第8条関連）

1 枚あたり1,000円に消費税を加算した額

予約車用利用料金（第9条関連）

1回あたり300円（税込）

別表第3（第13条関連）

大阪国際空港タクシー乗車施設登録者遵守事項

- お客様が安心かつ快適にご利用いただける対応を心がける
- お客様に大阪国際空港を利用して良かったと評価いただけるサービスを提供する
- 常にお客様の立場に立って考え、行動をする
- タクシー乗降施設の利用方法を遵守する

＜ルール＆マナー＞

1. 清潔な身だしなみ
2. 「笑顔」での接客
3. 適切な言葉遣いとアイコンタクト
4. タクシー車内の清潔さ、快適さの維持
5. 忘れ物、苦情時の迅速な対応のために、お客様に領収書を発行する
6. 待機時の立ち居振る舞い
 - ・指定場所以外での喫煙禁止
 - ・洗車禁止
 - ・野生動物への餌やり禁止
 - ・お客様利用施設の利用禁止（トイレ、待合椅子、喫煙所等）
 - ・周辺事業施設（保育所等）への立入禁止
 - ・タクシー乗降施設における呼込み・客引き行為の禁止
7. 適切かつ誠実な苦情処理
 - ・常に相手の立場に立ち、申し出内容等のいかに問わず、適切かつ誠実のある対応をする
 - ・私情や先入観にとらわれることなく、適切かつ迅速に処理をする
8. 乗客のタクシー運賃の支払い方法
 - ・現金に加えて、クレジットカードによる運賃の支払いに対応する

[\(第1号様式\)大阪国際空港タクシー乗車施設利用登録申込書](#)

[\(第2号様式\)大阪国際空港タクシー乗車施設利用登録変更（解除）申込書](#)

第 1 号様式（第 6 条関連）

大阪国際空港タクシー乗車施設利用登録申込書

1. 登録内容（該当するものを☑し、必要事項を記入下さい。）

☐番号登録方式（☐通常タグ・☐後請求タグ）

台（年 月から使用）

登録番号（台数多数の場合は別紙添付）

☐番号非登録方式 台（年 月から使用）

2. 請求書送付先（下記申込者と異なる場合、記入して下さい。）

3. 確認事項（各☐をチェックして下さい。）

☐大阪国際空港タクシー乗降施設管理規程を理解し、遵守を誓約したうえで、大阪国際空港タクシー乗降施設の利用登録を申し込みます。

☐規程に違反し、会社の指示により登録を取り消された場合でも、それに伴う損害その他については、一切意義を申し立てません。

4. 取引条件

登録料の支払先：関西エアポート株式会社

関西エアポート株式会社の適格請求書発行事業者登録番号：T9120001194911

本取引にかかる消費税率：10%

登録料：

番号登録方式（通常タグ）RFID 1 個あたり月額税抜き額 3,000 円、消費税額 300 円

番号登録方式（後請求タグ）RFID 1 個あたり保証料 6,000 円、消費税額 600 円

番号非登録方式 RFID 1 個あたり月額税抜き額 3,000 円、消費税額 300 円

登録者

法人名または個人名：



住所：

連絡先：

メールアドレス：

第 2 号様式（第 11 条関連）

大阪国際空港タクシー乗車施設利用登録変更（解除）申込書

1. 変更内容（該当するものを☑し、必要事項を記入下さい。）

現在の登録内容		変更後の登録内容
☐ 番号登録方式 （ ☐ 通常タグ・ ☐ 後請求タグ） （登録番号 ） ☐ 番号非登録方式		☐ 登録番号変更 （ ☐ 通常タグ・ ☐ 後請求タグ） （登録番号 ） ☐ 登録解除
RFID No.		

2. 変更（解除）日（希望する日を記入して下さい。）

年 月 日から

3. 振込先（返金に伴う場合、原則として、第 6 条第 5 項で当社に通知された口座へ返金させていただきます。）

4. 取引条件

登録料の支払先：関西エアポート株式会社
関西エアポート株式会社の適格請求書発行事業者登録番号：T9120001194911
本取引にかかる消費税率：10%
登録料：
番号登録方式（通常タグ）RFID 1 個あたり月額税抜き額 3,000 円、消費税額 300 円
番号登録方式（後請求タグ）RFID 1 個あたり保証料 6,000 円、消費税額 600 円
番号非登録方式 RFID 1 個あたり月額税抜き額 3,000 円、消費税額 300 円

登録者

法人名または個人名：㊞

住所：

連絡先：

メールアドレス：

法人コード		定期種別	
-------	--	------	--